

別紙第6

避難生活段階の計画

要旨	避難先において、避難住民の救援を受け、必要に応じ避難先地域との連絡調整を行います。 県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。 避難生活は、当時の状況及び避難先地域の国民保護措置によるところが大きいいため、この段階については、大綱を計画します。
----	---

関連する計画

日南町	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 避難所衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

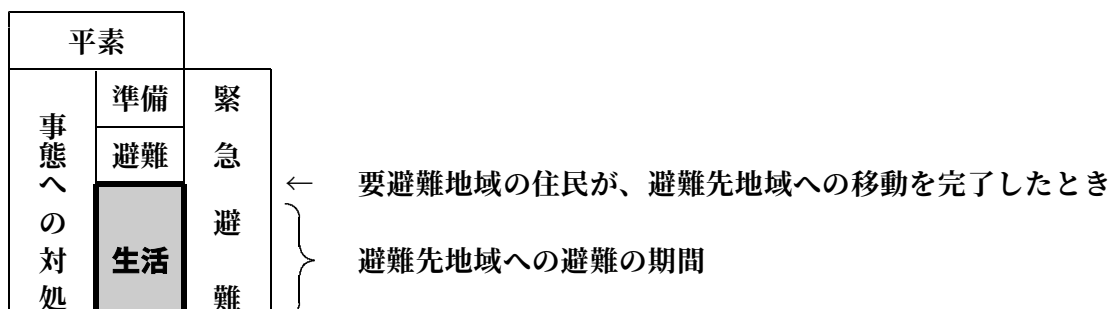
避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。
共通で、避難先都道府県などの救援を受け、必要に応じ連絡調整を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間





イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民は避難先地域で避難生活をおくり、避難先都道府県、県、避難先市町村が協力して避難住民の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が重要となります。

このため、救援を受ける市町村は、避難先都道府県、県、避難先市町村との的確かつ迅速な連絡調整に努めます。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

日南町（総務課）は、避難先都道府県、県、避難先市町村などが実施する避難住民の救援に対する協力、連絡調整を行います。

この際、住民ニーズの把握と住民への情報の提供に努めます。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民の救援に必要な情報について、的確かつ迅速な収集及び避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民へ提供します。

イ 実施体制の移行

日南町（総務課ほか各課）及び日南町対策本部は、避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民の受援の体制へ移行します。

ウ 受援の実施

避難先都道府県、県、避難先市町村及び関係機関・団体に対し、避難住民に対する救援に係る連絡調整、要請を実施します。

エ 住民生活の安定確保

避難住民の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活情報、安全情報などを提供します。

3 各機関の役割

(1) 日南町

機関名	内容
共通	1 受援に関する避難先地域との連絡調整 2 その他通常の町業務 3 その他町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項 ※ 要避難地域の規模が小さく、受援と同時に救援を行う場合は、別紙第9「避難受入段階の計画」に準じて、避難生活と避難受入を併せて行います。

(2) 避難先都道府県、県、避難先市町村

機関名	内容
-----	----

別紙第 6 「避難生活段階の計画」

避難先都道府県、県	1 救援の実施 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 5 緊急通報の通知 6 退避の指示、警戒区域の設定 7 被災情報の収集、報告 8 生活関連物資などの価格安定措置 9 応急復旧 10 住民の救出救助
避難先市町村	1 救援の実施、補助 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 緊急通報の伝達、通知 5 退避の指示、警戒区域の設定 6 被災情報の収集、報告 7 生活関連物資などの価格安定措置 8 応急復旧 9 消防、救急、救助の実施 10 水の安定供給 11 廃棄物の処理 12 住民への情報の提供

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情報

ア 受援に係る情報の把握、連絡調整など

日南町（総務課）は、避難所、避難住民の状況などに係る情報を把握するとともに、避難先都道府県、県、避難先市町村と連絡調整を行い、情報の収集・共有に努めます。

この際、町職員、消防団員により避難所の巡回などを行うほか、避難所における地域・自治会組織の協力を要請します。

イ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96）

日南町（総務課）は、避難先市町村と協力して避難住民の安否情報を収集・整理し、個人情報保護に留意しつつ避難先市町村に提供します。

この際、避難所などにおける地域・自治会組織などの有する情報の活用を図ります。

(2) 実施体制

ア 受援体制への移行

日南町（総務課ほか各課）は、住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導体制から避難住民の救援に係る受援体制へ移行し、避難先地域の仮庁舎での業務を開始します。

イ 関係機関の救援体制

避難先都道府県、県、避難先市町村、その他関係機関・団体は、それぞれの国民保護（業務）計画などで定めるところにより、救援体制を整備することとされています。

日南町（総務課）は、避難住民の円滑な受援を確保するため、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ要請を行います。

ウ 日南町（総務課ほか各課）は、武力攻撃災害の発生等により事務を行うことができなくなったときは、県により国民保護措置の事務の代行を受けます。（法14）

(3) 受給

日南町（総務課）は、避難先都道府県、県、避難先市町村が行う補給について、避難住民に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分に係る連絡調整を行います。特に食品、給水、医療、当初から必要な物資、役務については迅速に状況を連絡し、先行的に確保に努めます。

このため、避難所ごとの避難住民の人数、状況などの最新情報を常に把握します。

(4) 運送

日南町（企画課）は避難生活の間において、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体が実施する運送に係る連絡調整を行います。

(5) 衛生

日南町（福祉保健課）は、避難住民の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体が実施する衛生業務について、避難住民に係る情報提供、受援に係る連絡調整、要請を実施します。

(6) 施設

日南町（総務課）は、避難所、臨時医療施設などの設置、維持管理について、避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体に対し、情報の提供、連絡調整、要請を実施します。

また、避難先市町村の協力を得て町役場仮庁舎などを設置・維持するとともに、その他の町有施設については必要に応じ代替施設の確保など必要な対応を実施します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更など

日南町（総務課ほか各課）は、町役場仮庁舎で町業務を行うほか、避難所などに職員を派遣、巡回させ、避難住民の状況を把握するとともに、情報提供、相談に当たります。

イ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

日南町（総務課）は、搬送した遺体について避難先市町村に引き継ぎ、埋葬、火葬などに係る連絡調整を行います。

(8) 国民生活の安定に関する措置

日南町（総務課）は、避難所に係るライフラインの提供、維持及び避難所周辺の防犯などについて避難先都道府県、県、避難先市町村、関係機関・団体への連絡調整、要請を行います。

また、国、都道府県などが実施する国民生活安定措置について避難住民に周知し、適切な対応を呼びかけます。

(9) 広報、広聴活動

日南町（総務課）は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付により、避難住民に対して、生活関連情報、安否情報の各種情報を提供するとともに、広報、広聴活動について避難先都道府県、県、避難先市町村などと連絡調整、要請を行います。

5 その他

(1) 応急教育

日南町（教育委員会）は、避難先都道府県、県、避難先市町村と、避難児童生徒の応急教育について連絡調整、要請を行うとともに、避難教員により避難先市町村の実施する応急教育に協力します。

(2) 応急保育

日南町（保育園）は、「(1)応急教育」に準じて、保育所の応急保育に係る連絡調整などを実施します。

(3) 文化財の保護

日南町（教育委員会）は、搬出した町指定文化財について、避難先都道府県、県、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。